

5 美しい勝間景観協定

(前文)

私たちは「美しい勝間景観協定」作成にあたり、私たちの祖先が培って来た故郷を現在の生活環境上から見直し、改めて美しい景観を守り、雄大に立ち誇る仙丈岳と、タカトオコヒガンザクラの咲き誇る高遠城址公園の、快適な景観が後世に引き継がれることを願い、この協定を結びます。

(目的)

第1条 この協定は国道152号周辺に広がる美しい高遠城址と南アルプスを望める勝間地区の景観を維持することを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は「美しい勝間景観協定」といいます。(以下協定という)

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は高遠町勝間地区内とします。

(協定の取り決め)

第4条 この協定は土地所有者、建物所有者、賃借人等の3分の2以上の合意により取り決めます。(以下、協定を締結した者を「協定者」という。)

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とします。期間満了前までに第8条の規定に基づく処置が取られないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

(運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に維持運営するために協定者で組織する協定運営委員会を組織します。(以下「委員会」という。)

委員会に役員を置き、委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置きます。委員の任期は2年とします。

(協定事項)

第7条 協定の目的を達成する為にわたしたちは次の事項を守り美しい景観と豊かな心を育みます。

- (1) 身のまわりの自然を、住民の共有財産として認め、守るとともに、作りだすものがあると考え、景観づくりに努めていきます。
- (2) 広告看板の設置や建物への掲出及び自動販売機の設置は景観に配慮し、委員会と協議するものとします。
- (3) 生け垣や、屋敷の植え込みの美しさを守り育てていきます。ただし、屋敷囲いについては、板塀、土塀、石垣なども、美しい景観であることを認め、生け垣とともに育成管理していきます。
- (4) 現在ある集落の佇まいを守り、むやみに開発は行わないように努めていきます。
- (5) 個人住宅等を建設する場合は景観に調和したものにしましょう。
建築物の壁面を道路及び隣接から後退させ、その空間にできるだけ植樹、または季節に応じた花の植栽を行います。
- (6) 商工業目的の建物類の建物及びマンションなど集合住宅は田園景観に配慮し、色構造・高さ等、委員会と協議するものとします。
- (7) 地区の歴史を知り遺跡・神社・仏閣・祠・伝説地・石仏・石碑などの保全に努めていきます。
- (8) 生活用水及び農業用水は当地区では重要であり、清潔な河川を保全した地区内の美しい空間を保つよう努めていきます。
- (9) ゆとりある生活のため、花のある田園景観をめざし植栽に心掛けましょう。
休耕地・土手・道路脇等は花(そば・アイリス・芝桜など)を植栽するとともに、荒廃農地はださないように努めていきます。
- (10) 上記以外でも景観を損なう恐れのあるものは、委員会と協議するものとします。

(協定の変更廃止)

第8条 この協定事項又は有効期限の変更もしくは廃止については協定者の3分の2以上の合意をもって成立するものとする。

(委員会への委任)

第9条 協定に定める事項のほか協定の目的を達成するための事項は委員会が決定します。

(附則)

- この協定は平成11年3月19日より守って行きます。
- 委員会は各常会から2名と正副区長の12名で運営し、正副区長を除く委員の中から委員長1名と副委員長1名を選任します。